

令和2年2月26日

## 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

感染拡大防止に向けた今後の対応について、福岡市より以下の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

### 施設利用の取り止め・延期を行う場合の施設利用料の返金等

国の取り組み等を踏まえ、感染拡大防止を目的として、施設利用の中止または延期を行った場合、下記の通り施設利用料の返金等を行う。

#### ○対象施設

- 市民センター、地域交流センター、公民館、市民会館、音楽・演劇練習場
- 総合体育館、市民体育館、地区体育館、地区プール等
- 国際会議場、マリンメッセ福岡、福岡国際センター
- 有料公園施設ほか

#### ○対象期間

令和2年2月21日から令和2年3月20日の間の利用分

#### ○施設利用料の取り扱い

キャンセル料は不要（納付済の使用料は全額返金）

※イベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。

#### 【問い合わせ先】

市民局コミュニティ推進部      Tel:092-711-4055（内線 1730）